

選択的夫婦別姓制度の速やかな導入に関する意見書（案）

令和6年10月29日、国連の女性差別撤廃委員会は政府に対し、ジェンダー平等に向けた取組を進めるよう促す総括所見において、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法改正を求める4回目の勧告を行った。選択的夫婦別姓制度の導入について、夫婦同姓を義務付けた民法の改正に関するいかなる措置も採られていないと厳しく指摘するとともに、女性が結婚後も自らの姓を保持できるようにする民法の改正を強く求めている。

平成22年に法務省が実施した調査では、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国は、日本のみであった。

氏名の一部を構成する姓は、個人の呼称というだけではなくアイデンティティを構成する重要な要素である。婚姻によって姓の変更を強制されることは、社会的な不利益の問題を超えて、個人の尊厳に関わる問題であり、個人の人格権、人格的利益の侵害である。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。また、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じることや、結婚を諦めることなど、不利益を被る例があることから、適切な法的選択肢を用意する必要がある。経済界からも、自由に姓を選択することができる制度の整備を求める提言が出されている。結婚後に夫婦で同じ姓を名のることに加え、それぞれの姓を名のることも認める選択的夫婦別姓制度の導入が強く求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} 宛て